

## 生駒市子ども・若者支援ネットワーク設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者に対し、法第15条第1項に規定する関係機関等が連携し、効果的かつ円滑な実施を図ることを目的として設置する「生駒市子ども・若者支援ネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 ネットワークは、法第19条第1項に規定する子ども・若者支援地域協議会を指す。

### (協議事項)

第2条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) ネットワークを構成する関係機関等（以下「構成機関」という。）による支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 構成機関が連携して行う支援の実施に関すること。
- (3) 構成機関が、構成機関以外の関係機関等と連携して行う支援に関すること。
- (4) 支援を総合的に推進するための連絡調整に関すること。
- (5) その他ネットワークの目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 ネットワークは、別表1に掲げる構成機関で組織する。

- 2 ネットワークに会長を置き、生涯学習部長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、ネットワークの会務を総理し、ネットワークを代表する。
- 4 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定する者がその職務を代理する。
- 5 会長は、前条各号に掲げる事項について専門的な見地からの助言や専門知識の提供を求めるためネットワークのもとにコーディネーターを置くことができる。

### (会議)

第4条 ネットワークは、代表者会議、実務者会議及びケース会議により構成する。

- 2 会長は、第2条各号の事項に取り組むに際し必要があると認めるときは、別表1に掲げる構成機関以外の関係者の出席を求め、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳そ

の他必要な協力を求めることができる。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、別表1に掲げる構成機関の代表者で構成し、ネットワークが円滑に機能する環境の整備を行うため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) ネットワークが実施する支援対象者の支援に必要な体制の整備に関すること。
- (2) ネットワークの運営方針及び支援に係る総括的事項に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、ネットワークの目的を達成するために必要な事項

2 代表者会議の座長は、生涯学習部長の職にある者をもって充て、代表者会議の招集及び進行を行う。

3 座長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ座長が指定する者がその職務を代理する。

4 代表者会議は、原則として年1回以上開催する。

(実務者会議)

第6条 実務者会議は、別表1（オブザーバー機関を除く）に掲げる構成機関より選任された支援に関わる実務者等で構成し、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 構成機関の活動状況等の情報の交換及び役割分担の明確化に関すること。
- (2) ケース会議での課題を踏まえた対応策の検討に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、ネットワークの目的を達成するために必要な事務に関する事項

2 実務者会議に座長を置き、生涯学習課長の職にある者をもって充て、実務者会議の招集及び進行を行う。

3 座長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ座長が指定する者がその職務を代理する。

4 実務者会議は、原則として年2回以上開催する。

(ケース会議)

第7条 ケース会議は、別表1に掲げる構成機関のうち、個別のケースに直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性のある担当者により構成する。

2 ケース会議は、第1条の目的を達成するため、子ども・若者に関する個々の支援について、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 対象者の状況把握及び課題の確認に関すること。
- (2) 対象者に対する具体的な支援内容の検討に関すること。

(3) 対象者に対する支援方針の策定と役割分担の決定及びその認識の共有に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、ケース会議による個々の支援を実施するために必要な事項

3 ケース会議は、次条第1項に定める子ども・若者支援調整機関が招集する。

4 ケース会議は、必要に応じて随時開催する。

#### (調整機関)

第8条 法第21条第1項の規定に基づき、子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として、生駒市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課を指定する。

2 調整機関は、ネットワークの事務局として次に掲げる事務を行う。

(1) ネットワークに関する事務の総括及び連絡調整に関すること。

(2) その他ネットワークの運営及び支援を円滑に推進するために必要な事項

#### (指定支援機関)

第9条 法第22条第1項の規定に基づき、子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として、若者サポートステーションやまを指定する。

2 指定支援機関は、調整機関と連携し次に掲げる事務を行う。

(1) 支援に関する実践的・専門的な情報提供に関すること。

(2) ケース会議の運営に関すること。

(3) 必要に応じて調整機関との調整の上、会議の運営を行うこと。

(4) その他ネットワークの運営及び支援を円滑に推進するために必要な事項

#### (秘密保持義務)

第10条 ネットワークの構成員は、法第24条の規定に基づき、ネットワークの事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後においても同様とする。

#### (経費負担)

第11条 ネットワークに出席するために必要となる経費については、構成機関において負担する。  
ただし、第3条第5項及び第4条第2項に規定する者の出席については、この限りでない。

#### (その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和元年 5 月 22 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。